



埼玉県報

第439号
令和5年(2023年)
8月15日
火曜日

目次

告示

- 第52回採石業務管理者試験の実施（環境政策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 県道飯能寄居線の道路の占用を制限する区域の指定（東松山県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

正誤

- 埼玉県告示第771号中訂正（森づくり課）
- 埼玉県告示第819号中訂正（社会福祉課）

告 示

埼玉県告示第八百八十号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第五十二回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和五年八月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験期日

令和五年十月十三日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター大会議室C

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、令和五年八月十五日（火）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

令和五年八月二十五日（金）から九月八日（金）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県

環境部環境政策課

五 試験手数料

八千百円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

六 試験科目

イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴っ

て生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措

置に関する技術的な事項

告 示

埼玉県告示第八百八十一号

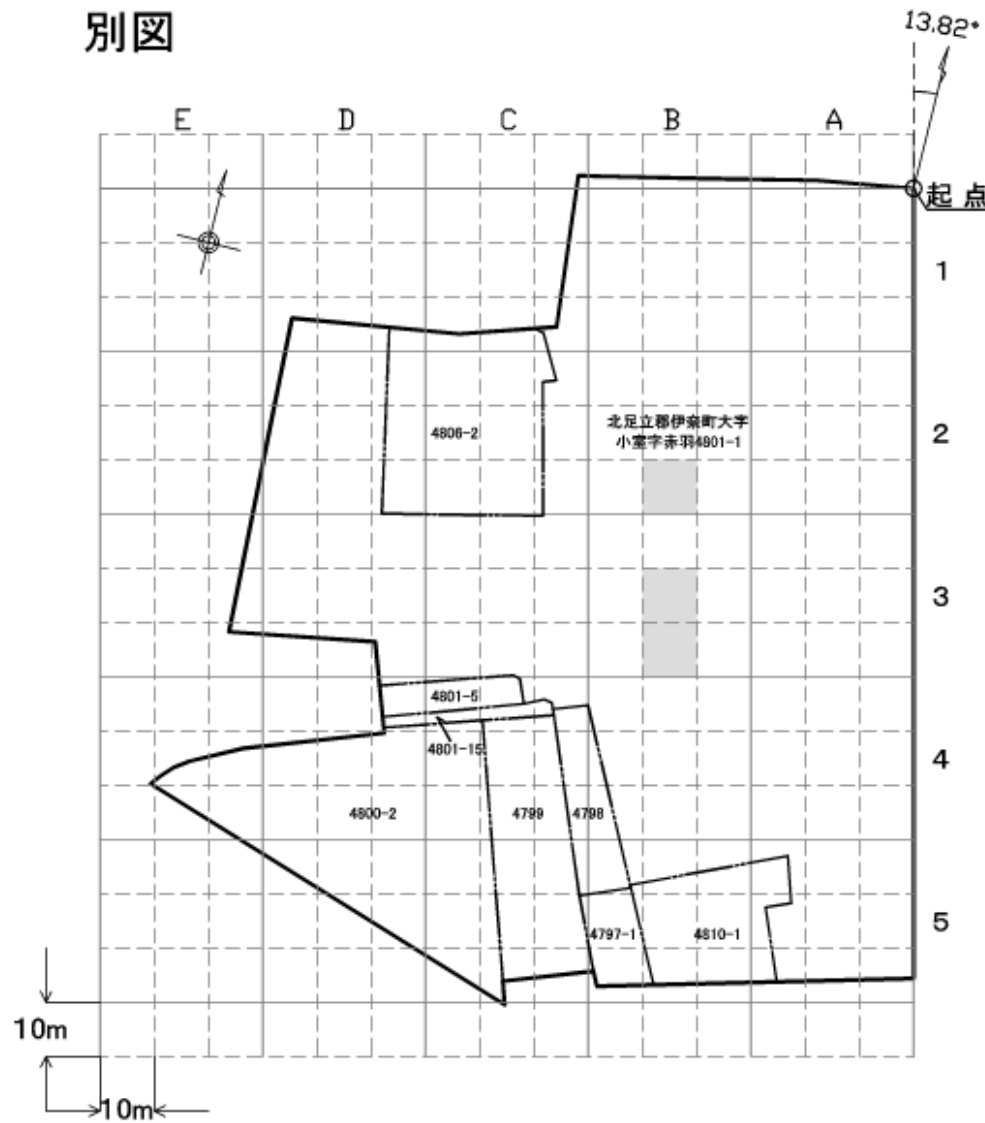
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和五年埼玉県告示第二百六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和五年八月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字赤羽四千八百一番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた実施措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【起点】
 起点は北足立郡伊奈町大字小室字赤羽4801-1の最北端とする。

【格子の回転角度 13.82°】
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

- 【凡例】**
- 敷地境界
 - 筆境界
 - - - 単位区画
 - 30m格子
 - 要措置区域を解除する区画

告 示

埼玉県告示第八百八十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年八月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字十三坊十八番一の一部）

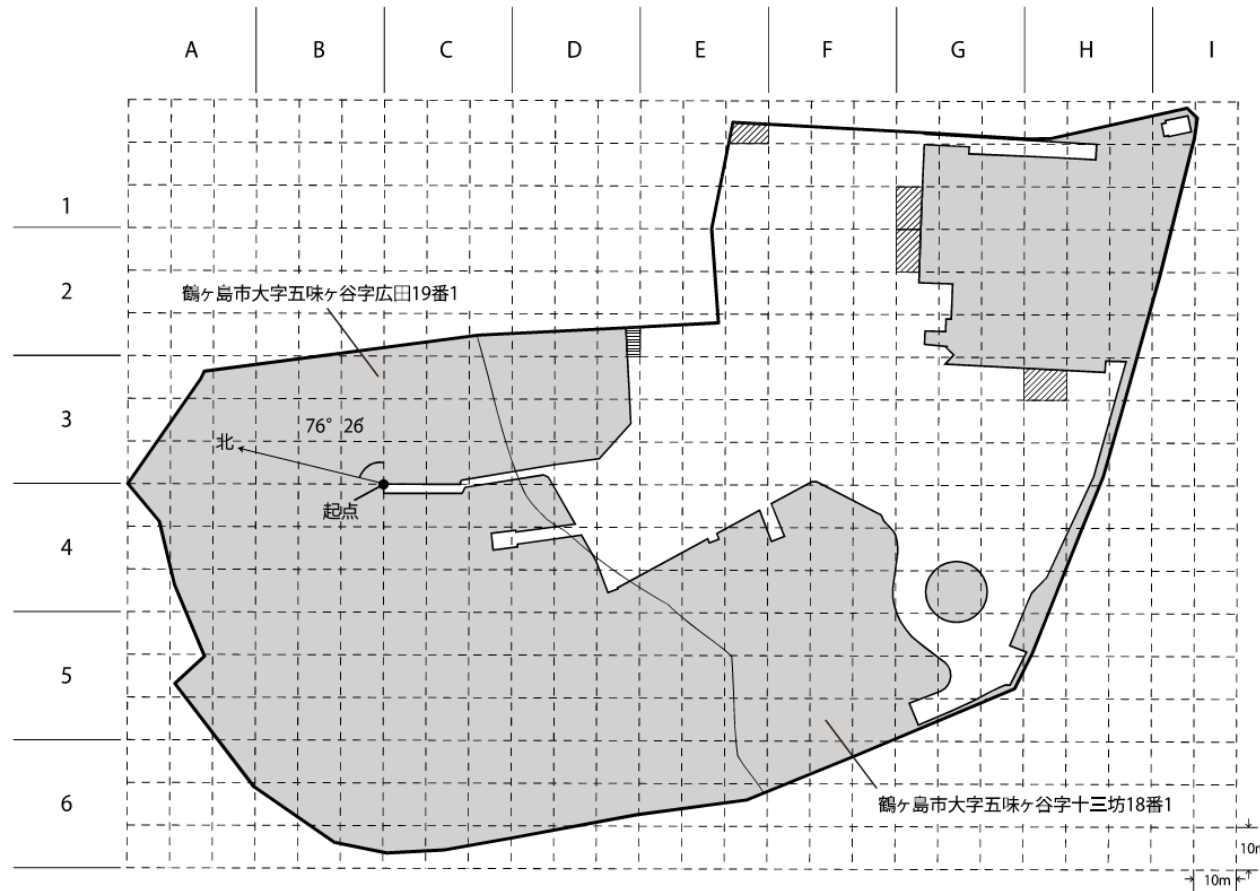
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



- 【凡 例】**
- 起点
 - 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - 敷地のうち、
形質変更予定外の土地
 - 要措置区域に指定する区画
 - ▨ ふっ素およびその化合物
 - ▩ ふっ素およびその化合物
鉛およびその化合物

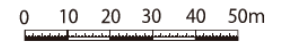
【起 点】

起点は、鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田19番1に位置する形質変更予定範囲の最北端であり、
 (座標 $X=0.0000$
 $Y=0.0000$) とする。

※座標は、調査で定めた任意の座標であり、
 起点は、敷地内測量で使用した仮設水準点である。

【格子の回転角度(76度26分)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



告 示

埼玉県告示第八百八十三号

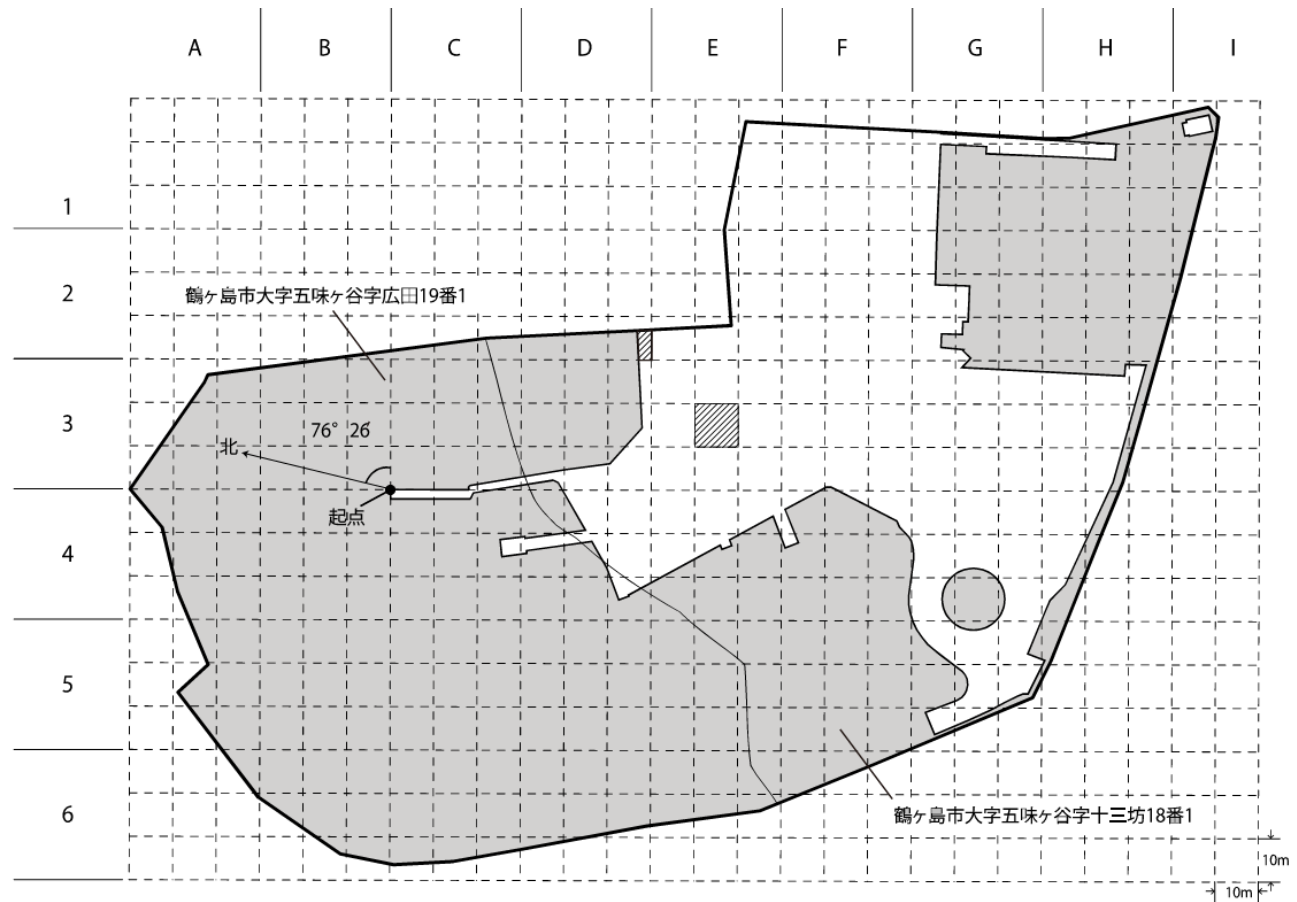
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年八月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字十三坊十八番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- 起点
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 敷地のうち、形質変更予定外の土地
- ▨ 形質変更時要届出区域に指定する区画

【起 点】

起点は、鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田19番1に位置する形質変更予定範囲の最北端であり、
 (座標 X=0.0000 Y=0.0000) とする。

※座標は、調査で定めた任意の座標であり、
 起点は、敷地内測量で使用した仮設水準点である。

【格子の回転角度(76度26分)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年八月十五日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 飯能寄居線

比企郡ときがわ町大字瀬戸元下字西ノ窪三四七番一地先か

ら同郡同町大字瀬戸元上字椴ノ下三九七番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年八月十六日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年八月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

一 許可番号

令和五年四月二十一日

指令川建セ第〇三〇一二二号

二 検査済証番号

令和五年八月九日

川建セ第〇五〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字金久保字中宿南三百十番一、三百十番二、三百十番三、三百十一番一、三百二十二番一、三百二十二番五、三百二十三番一、三百二十三番五、三百二十二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡上里町大字金久保三百四番地一
株式会社アウトステージ108 代表取締役 戸谷 英人

正 誤

埼玉県告示第七百七十一号（令和五年七月四日第四百二十七号）中訂正

ページ 行
一 前から七から九

誤

埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄字今神七二九五番、七二九六番、七三七四番、七三七五番一、七三七五番二、七三七六番、七三七七番、字串脇七六八一番から七六八三番まで

正

埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄字今神七二九五番、七二九六番、七三七四番、七三七五番一、七三七五番二、七三七六番（次の図に示す部分に限る。）、七三七七番、字串脇七六八一番から七六八三番まで

正 誤

埼玉県告示第八百十九号（令和五年七月二十八日第四百三十四号）中訂正

ページ 表中 行

三 名称 前から八

誤

訪問介護ハートピア

正

訪問看護ハートピア

ページ 表中 行

三 名称 前から九

誤

訪問介護ステーション琴音

正

訪問看護ステーション琴音